

## 豊田市私立幼稚園運営費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項第3号の規定により豊田市内に設置する私立幼稚園の運営費補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、私立幼稚園の健全な運営と、就園する児童がより充実した教育環境のもと安全に教育を受けられるよう、私学教育の振興を図ることを目的とする。

### (補助事業者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、豊田市内における私立幼稚園の設置者とする。

### (補助金額等)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び金額は、次のとおりとする。

#### (1) 幼稚園の運営経費

補助事業者が支出する運営経費のうち、教職員の人件費、研修費及び福利費に係る経費に対して、別表第1に定める金額を補助する。なお、別表第1における補助金算定園児数は、当該年度の5月1日に在園し、かつ、豊田市内に住所を有する園児数とする。ただし、補助金算定園児数は、園則に定める定員を限度とする。

#### (2) 幼稚園の園医経費

補助事業者が支出する園医（内科、歯科）報酬に係る経費のうち、別表第2に定める金額を補助する。

#### (3) 幼稚園の障がい児補助職員の人件費

補助事業者が支出する障がい児補助職員の人件費のうち、豊田市内に住所を有する園児のために配置された職員に対し、別表第3に定める金額を補助する。ただし、市長が必要と認めた人数に限る。

### (交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、豊田市私立幼稚園運営費補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、当該年度の7月末日までに提出しなければならない。

### (交付の決定通知)

第6条 市長は、前条の規定により交付申請があり、その内容を適当と認めたときは、予算の範囲内において交付の決定をし、豊田市私立幼稚園運営費補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助事業者に通知するものとする。

2 補助金の交付の決定をする場合は、市長は補助金交付の目的を達成するために必要と認めたときは、条件を付することができる。

(交付の除外要件)

第7条 前条の規定にかかわらず、市長は、第5条の規定により補助金の交付の申請をした者が次のいずれかに該当する場合は、交付の決定を行わないことができる。

- (1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(計画変更)

第8条 補助事業者が、当該決定に係る事業の内容について、次に掲げる変更をしようとするときは、豊田市私立幼稚園運営費補助金計画変更承認申請書（様式第3号）に係る書類を添えて提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業を廃止又は中止するとき。
- (2) 補助対象経費の減少により、交付決定を受けた補助金額が補助対象経費を超えることとなるとき。
- (3) 障がい児数が増加したことにより、補助職員の増員が必要と認められるとき。

(変更決定通知)

第9条 市長は、前条の規定により当該補助金の交付の変更を承認したときは、豊田市私立幼稚園運営費補助金変更決定通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

(状況報告)

第10条 市長は、補助事業等を適正に執行させるため、必要に応じ補助事業者に補助事

業等の執行の状況報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止及び中止を含む。）したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、豊田市私立幼稚園運営費補助金実績報告書（様式第5号）に関係書類を添えて提出しなければならない。

(額の確定及び交付)

第12条 市長は、実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、豊田市私立幼稚園運営費補助金確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

2 市長が特に必要と認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を概算払することができる。

(検査等)

第13条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して補助事業に関し必要な検査をすることができる。

(関係書類の整理保存)

第14条 補助事業者は、補助金に係る収支を整理記帳し、その証拠書類、帳簿等を事業の完了の翌年度から5年間整理保存しなければならない。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第15条 市長は、補助事業者が規則若しくはこの要綱の規定、補助金の交付の決定に付した条件、又は市長の指示に違反したときは、補助金の交付の決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第4条第1号関係）

教職員人件費・研修費・福利費経費に対する補助

補助金算定園児数	補助金額
70人未満	1,200,000円
70人～104人	1,600,000円
105人～139人	2,000,000円
140人～174人	2,400,000円
175人～209人	2,800,000円
210人～244人	3,200,000円
245人～279人	3,400,000円
280人以上	3,500,000円

別表第2（第4条第2号関係）

園医経費に対する補助

補助金額は、次により算出された金額とする。ただし、200,000円を限度とする。

園医報酬に係る経費（基本料+管理料）×1/2

別表第3（第4条第3号関係）

障がい児補助職員の人件費に対する補助

補助職員1人当たりの補助額を次により算出し、補助対象となる職員の合計を補助金額とする。ただし、1人1月当たり40,400円を限度とする。

補助職員の給料（月額）×1/2×配置月数